

鳥取縣公報

告示

◆鳥取縣告示第三百七號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保健醫を次のように指定した。

昭和二十三年七月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名 診療所々在地 保健醫氏名 指定年月日

鶴林 東伯郡倉吉町新町一丁目 永田壽滿子 昭和二十三年七月二日

同 同郡社村大字横田四〇三 桑名佐太郎 同

◆鳥取縣告示第二百八號

健康保康法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保
險醫を次のように指定した。

昭和二十三年七月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名 診療所々在地 保健醫氏名 指定年月日

内科 八頭郡散岐村大字佐賀二三〇 奥田博久 昭和二十三年七月二日

同 西伯郡崎津村大字大崎 木村義郎 同

耳鼻咽喉科 鳥取市瓦町一五五ノ一 吉田璋也 同

彙報

昭和二十二年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な
行為に對する處罰等に關する勅令)

(昭和二十一年十月一日付本欄参照)

昭和二十三年五月二十五日以降本件に關係せる官報登載。

連合國最高司令官發日本政府宛覺書は左記の通りである。

一、宣傳用出版物の沒收に關する件

(昭和二十三年六月二十四日付官報参照)

記

主要食糧検査令施行規則第十一條に基くの細目を次の通り定め七月一日からこれを施行する。

昭和二十三年七月二日

00525

鳥取食糧事務所長
主要食糧の包装並びにその細目

一、米穀類

もみ 糊米 玄米

一重俵、二重俵、複式俵

一重掛編俵、複式俵

一重掛編俵、複式俵

玄米に同じ

玄米に同じ

精米

大麥

小麥

玄米

00525

肩はだか麥

肩小麥

はだか麥に同じ

押大麥

右同

押はだか麥

右同

押小麦

右同

丸裸麥

右同

丸小麥

右同

三、諸類

生骨諸

一重俵、複式俵

生馬鈴薯

甘藷平切干

馬鈴薯平切干

右同

加工甘

馬鈴薯粉

紙袋

四、雜穀類

大豆

一重挂編俵、複式俵

精もろこし

右同

精豆

右同

五、一重掛編俵は原則としてこれを認めない、但し特別の事情ある場合は昭和二十四年三月三十一日限りこれを認めるることとする。

(二) 二重俵

1、内俵

- (ア) こもはよく乾燥した越年のわらを用ひ小なわを以て四箇所をあみその各封間六寸、兩ひげ五寸五分、房數約五十五とし、長さ約三尺八寸、重量六百匁から七百匁までとすること。
(イ) なわは打掛けたわらをなひ、かがりなわ及び横なわは同約一寸一分とすること。

- (ア) 小口かがりは小口のこも端を内方に折り曲げた上に、さん俵を當てゝかがりなわを以て目通しを八箇所とし頬次千鳥掛とし中央部に於て結止める

こと。

(四) 横なわは、三箇所を各二廻り緊括すること。

②、外 依

(1) ともはよく乾燥した選りわらを用ひ小なわを以て四箇所をあみその各封間七寸兩ひげ五寸五分房數八十以上とし、長さ約四尺三寸重量三百匁から四百匁迄とすること。

(2) なわは打染げたわらをなひ、かがりなわ、横なわ及縦なわは周約一寸一分とすること。

(3) 小口かがりは小口のこも端を内方に折り曲げ、かがりなわを以て目通しを九箇所とし順次右廻りに一つとびに引掛け三廻目より悉とく引掛け結び止めること。

(4) 横なわは、五箇所を各二廻り緊括して平結びとすること。

(5) 縦なわは一筋にて四方掛とし、其の掛け方は兩端の横なわには蛙股掛けに、その他の横なわには戻し掛けに縦なわの交叉点、文字掛けとし小口に於て

男結びとすること。

(二) 複式依

(1) こもはよく乾燥せる越年のわらを用ひ、一箇所に小なわ三本を用ひて四箇所をあみその封間中央七寸左右各六寸五分兩ひげ五寸五分あみ手七十以上としさん依、しめなわを四箇所に編み込み長さ約四尺重量約九百匁よすること。

(2) さん依はよく乾燥せる越年のなわを用ひ直徑約一尺一寸重量約百匁とする。

(3) なわは打柔けたるわらをなひかがりなわ、横なわ、縦なわ及さん依縫めなわは周約一寸一分とす

(4) 小口かがりは小口のこも端を内方に折り曲げたる上にさん依を當て編み込みたる、さん依縫めなわにて十文字に括りかがりなわを以て五房丸をする。

(5) ひ目通し九箇所とし順次右に二廻り引掛けたる後千鳥掛けとし中央部に於て引縫め結び止めること。

(6) 縦なわ及縦なわの掛け方は、二重依の外依の規定

00528

00527

に依ること。

(三) 一重掛編依

(1) こもはよく乾燥せる越年のわらを用ひ、周約一寸一分の力なわを四箇所に張り、小なわ一本を用

ひて之に相喰違ひに交互に東送りに掛けつゝあみ

その各封間六寸五分兩ひげ五寸三分、あみ手七十

内外とし長さ約四尺四寸重量一貫匁とすること。

(2) さん依なわ、小口かがり並びに横なわ縦なわの掛け方は複式依の規定に準すること。但し横なわは三箇所とする。

(四) 一重依

(1) こも、さん依及小口かがりは二重依の内様の規定に依ること。

(2) なわ、並びに横なわ縦なわの掛け方は二重依の外依の規定に依ること。但し、も類にあつては横縛は三箇所各二廻り繩繩は一筋二方掛とすることとする。

二、かます

三、かます

(1) むしろはよく乾燥せる打わらを用ひ、繩目二十以上、長さ約五尺八寸幅約二尺五寸分以上重量五百匁以上とし強じんなる細なわを以て一端を二十一

七針以上ぬい上げること。

(2) 荷造りは、かます口を巻き兩耳を中心部に折り

込み細なわを以て括り縦なわは三箇所を各二廻り

緊括し平結びとなし、横なわは二筋を以て一箇所

としその掛け方は兩端の縦なわには蛙股掛けに中央の縦なわには戻し掛けをなし終りを男結びとすること。

(3) 横なわ及縦なわは周約一寸一分とすること。